

東大阪市中小企業振興会議報告

【概要】

平成 29 年 3 月
東大阪市中小企業振興会議

目 次

はじめに

参考資料..... 5

- 資料1 審議経過
- 資料2 東大阪市中小企業振興会議委員名簿
- 資料3 東大阪市中小企業振興条例
- 資料4 東大阪市中小企業振興会議規則

東大阪市中小企業振興会議各部会報告

- モノづくり部門会議..... 15
- 地域商業の魅力と活力の再生検討部会..... 16
- 農業振興検討部会 17

はじめに

東大阪市は、全国でも有数の中小企業の大集積地であり、活力ある「中小企業のまち」として、また基盤的技術産業を中心に多種多様なモノづくり企業が集積した「モノづくりのまち」として世界的にも名を馳せている。東大阪市の中小企業はそのほとんどが従業員 20 人以下の小規模企業者であるが、地域経済を支える本市の重要な存立基盤であるだけでなく、市民の雇用やまちのにぎわいを創出する源として、重要な役割を担っている。

これらの小規模企業者を中心とした中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、東大阪市では、中小企業の振興に関する基本理念及び施策等を定め、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市の責務等を明らかにし、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進することによって、地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを目的とした東大阪市中心小企業振興条例を平成 25 年 4 月 1 日に施行した。

同条例第 10 条では、東大阪市中心小企業振興会議の設置を規定しており、同会議は、市長が諮問機関として設置する第 3 者機関としての役割を担い、地方自治法に規定される市長の附属機関として位置付けられている。

このたび、平成 27 年 8 月から東大阪市中心小企業振興会議の専門部会であるモノづくり部門会議、地域商業の魅力と活力の再生検討部会、農業振興検討部会において議論を重ねてきた内容がまとめ、各部会における議論について、平成 29 年 3 月 24 日に開催された第 12 回東大阪市中心小企業振興会議において、審議・承認されたものを本報告書としたものである。

東大阪市には、これまでの中小企業振興会議における議論の過程で、委員各位より出された様々な意見や提案を真摯に受け止め、実現可能なものから速やかに施策化を図っていただきたいと考えるものである。

最後に、東大阪市中心小企業振興会議及び各部会において、終始熱心にご議論をいただいた委員各位に衷心より御礼申し上げます。

平成 29 年 3 月

東大阪市中心小企業振興会議
会 長 文 能 照 之

平成28年度東大阪市中心小企業振興会議～東大阪市の中小企業振興に関する提言（概要）

モノづくり部門会議

円滑な事業承継に向けて

「円滑な事業承継支援策の検討・実施」にむけて、調査及びあり方を検討

円滑な事業承継の促進

【円滑な事業承継の促進に向けて、支援策を講じる】

- ①相談窓口の強化
ワンストップ機能の強化
- ②事業承継セミナー開催
現経営者セミナーや後継者向けのシリーズ型セミナーを開催
- ③フォローアップ調査と事例レポートの作成
事業承継調査などのフォローアップ調査を実施し、事業引継の事例を創出

【モノづくり企業の技術の継承を側面からサポートする事業】

1. 高度な加工技術を有する企業の発掘と情報発信
モノづくり企業の高度な加工技術調査を行い、企業情報を発信
2. モノづくりを担う多様な人材確保
(若者、女性、高齢者等)
モノづくり企業の魅力を伝え、就職するきっかけづくり

地域商業の魅力と活力の再生検討部会

東大阪市商業振興ビジョンと今後の施策展開

折り返し地点として東大阪市商業振興ビジョンを振り返り、今後の施策展開を検討

商業振興の新たな視点

やる気ある店舗、元気な商業者、魅力ある個店をつなぐ

↓
「点」から「面」へ、そして市域全体へ

【支援策の活用事例】

商店街の枠を超えた、新たなグループの育成

- (1)商業振興コーディネート事業
《地域密着型支援の強化》
《地域資源活用、広域集客型支援の強化》
 - ・小阪まちゼミ
 - ・若江岩田きらりプロジェクト
 - ・個店コーディネート事業
- (2)元気グループコーディネート事業
《元気グループ推進型の強化》
 - ・布施 三・四会

農業振興検討部会

都市農業振興への提言

「第Ⅰ期農政部会の提言」の具現化に向けた検討

3つの検討課題の取組

- ①ファーム・マイルージ運動によるエコ農産物を推進
ファーム・マイルージ運動を知らない層への周知
農業への関心・理解をより深め、高める事業への展開を図る
- ②防災農地制度の確立・推進
“花とみどりいっぱい運動”と連携した本市独自のシステムを構築
- ③援農システムの構築
農業後継者、担い手の継承・確保

振興会議の提案にもとづく具体的な施策の構築・推進

「モノづくりが元気なまち」「雇用が安定し働きやすいまち」「買い物しやすい街」「農業と農地空間を大切にするまち」

(中小企業振興条例)

地域経済を活性化し豊かで住みよいまちの実現

(総合計画後期基本計画)

活力ある産業社会を切り拓くまちづくりの実現

(東大阪市第2次総合計画 将来都市像)

「夢と活力あふれる 元気都市・東大阪」

参 考 资 料

審 議 経 過

平成27年度

中小企業振興会議

第8回(平成27年8月3日)

- (1) 東大阪市中小企業振興会議の進め方について
- (2) 東大阪市の中小企業の現状について
- (3) 経済施策について
- (4) 部会の設定について
- (5) 会議の公開について

第9回(平成27年11月27日)

- (1) 各部会における報告について
- (2) 農業振興検討部会の設置について

第10回(平成28年3月28日)

- (1) 各部会における報告について
- (2) 平成28年度中小企業の振興に関する施策(案)について

平成28年度

中小企業振興会議

第11回(平成28年11月14日)

- (1) 各部会報告について

第12回(平成29年3月24日)

- (1) 東大阪市中小企業振興会議各部会報告について
- (2) 平成29年度中小企業の振興に関する施策(案)について

東大阪市中小企業振興会議委員名簿

資料2

平成29年3月現在

会長・部会長	文能 照之	近畿大学経営学部教授
副会長・部会長	糸野 博行	大阪商業大学総合経営学部教授
部会長	中嶋 嘉孝	大阪商業大学総合経営学部准教授
部会長	上田 秀樹	大阪樟蔭女子大学健康栄養学部 健康栄養学科准教授
委員	阿児 加代子	大阪府社会保険労務士会東支部
委員	飯島 茂春	株式会社日本政策金融公庫東大阪支店長兼国民事業統括
委員	茨木 延夫	東大阪市小売商業団体連合会会長
委員	大西 由起子	東大阪観光協会会長
委員	小野 栄治	公募委員
委員	加賀 美孝	株式会社商工組合中央金庫東大阪支店長
委員	角本 律子	東大阪市産業創造勤労者支援機構常務理事
委員	倉貫 智之	東大阪市大型小売店舗連絡協議会会長
委員	高島 政康	東大阪市工業協会会長
委員	高田 克己	公募委員
委員	田中 聡一	公募委員
委員	谷川 佳央	グリーン大阪農業協同組合常務理事
委員	西田 尚子	ハローワーク布施所長
委員	西松 あゆみ	西松税理士・中小企業診断士事務所所長
委員	宮野 利恵子	公募委員
委員	弓場 秀樹	東大阪商工会議所東支所所長
委員	脇田 恒夫	公募委員

(順不同、敬称略)

東大阪市中小企業振興条例

緑豊かな生駒山のおもとに位置する本市のモノづくりの起源は古く、すでに弥生時代には、銅鐸や銅剣などの青銅器鋳物が盛んに造られていました。その歴史と経験に培われた情熱と技術は、大和川の付替えや新田開発などを経て、河内木綿産業や今に続く伸線産業などの地場産業を発展させ、およそ2,000年後の現代に受け継がれました。やがて本市には、多くの製造業が集積することとなり、それが商業、農業、建設業、運輸業その他の産業の活性化にも大きな影響を与えてきました。そして、本市は、我が国の経済の発展をも支える多種多様な小規模企業者が集積する、活力ある「中小企業のまち」・「モノづくりのまち」として、全国的にも確固たる地位を築きあげてきました。

このように、小規模企業者を中心とする本市の中小企業は、地域経済を支える本市の重要な存立基盤であるとともに、熟練の技術を引き継ぎ、産業を活性化させ、市民の雇用やまちのにぎわいを創出する源です。

本市が「夢と活力あふれる元気都市」として発展し続けるためには、中小企業者、大企業者、市民、関係団体そして市が、中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働して、本市の中小企業の振興に総合的に取り組むことが必要不可欠です。

ここに、中小企業の振興を市政の重要な柱として位置付けるとともに、本市の中小企業の振興に関する基本理念及び施策等を定め、もって地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、小規模企業者を中心とした本市における中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念及び施策等を定め、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるもので、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

3 この条例において「大企業者」とは、中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

4 この条例において「関係団体」とは、経済団体、金融機関、大学等、特定非営利活動法人その他の中小企業の振興に関係する団体をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者自らの創意工夫及び自主的な努力のもとに推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市が、中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働して推進されなければならない。

3 中小企業の振興は、大都市圏に立地する産業集積の拠点という本市の地域特性を生かした施策により推進されなければならない。

4 中小企業の振興は、国、大阪府その他の公共団体（以下「国等」という。）との連携を図りながら、推進されなければならない。

(中小企業者の努力)

第4条 中小企業者は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自主的な経営基盤の強化、雇用機会の確保、人材の育成、従業員の福利厚生の実施等を図るとともに、第9条に定める施策（以下「施策」という。）を積極的に活用し、その推進に協力するよう努めるものとする。

2 中小企業者は、地域社会の一員として、豊かで住みよいまちの実現に配慮するとともに、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第5条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、地域社会の一員として、中小企業者との共存共栄のもとに、社会的責任を自覚し、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の理解及び協力)

第7条 関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関し、必要な調査を行い、施策を実施するものとする。

2 市は、中小企業の振興に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、中小企業の振興に関し、国等との連携並びに中小企業者、大企業者、市民及び関係団体の協働の推進に努めるものとする。

4 市は、市が発注する工事の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

(中小企業の振興に関する施策)

第9条 第1条に定める目的を達成するために、本市が総合的に推進すべき中小企業の振興に関する施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者の産業集積を活性化し、ネットワークを強化するための施策
- (2) 中小企業者の操業環境を確保し、市民の住環境との調和を推進するための施策
- (3) 中小企業者の販路を拡大するための施策
- (4) 中小企業者の経営資源を強化するための施策
- (5) 中小企業者の人材を育成し、事業承継を円滑化するための施策
- (6) 中小企業者の資金調達を円滑化するための施策
- (7) 中小企業者の創造的な事業活動を促進するための施策
- (8) 中小企業者のグローバル化を支援するための施策
- (9) 中小企業者の労働環境を整備するための施策
- (10) 中小企業者の魅力等の情報を発信するための施策
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(振興会議)

第10条 本市に、東大阪市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

2 振興会議は、この条例の改廃に関する事項、施策の実施等に関する事項その他の中小企業の振興に係る重要事項を審議する。

3 振興会議は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(実施状況の公表等)

第11条 市長は、毎年度、施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

2 市長は、前項の実施状況について調査及び分析を行うものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市中小企業振興条例（平成25年東大阪市条例第4号）第10条第4項の規定に基づき、東大阪市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）の組織、運営その他振興会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 振興会議は、委員25人以内で組織する。

2 振興会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市内の中小企業者

(2) 学識経験者

(3) 公募に応じた者

(4) 本市の職員

(5) その他市長が適当と認める者

(委員及び臨時委員の任期)

第3条 委員の任期は、前条第3項の規定により委嘱され、又は任命された日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 振興会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、振興会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 振興会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 振興会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 振興会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 振興会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

6 振興会議は、部会の議決をもって振興会議の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「振興会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第7条 振興会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 振興会議の庶務は、経済部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 第2条第3項の規定による委嘱又は任命後最初の振興会議の招集及び会長が選出されるまでの間における振興会議の運営は、市長が行う。

附 則（平成27年3月27日規則第26号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に委嘱され、又は任命される委員の任期について適用し、同日前に委嘱され、又は任命された委員の任期については、なお従前の例による。

東大阪市中小企業振興会議各部会報告

円滑な事業承継に向けて(提案)の概要

～東大阪市中小企業振興会議 モノづくり部門会議～

モノづくり部門会議設置の必要性

事業承継は喫緊の課題

- 東大阪市の製造業事業所は、昭和 58 年の約 1 万をピークに減少傾向をたどってきており、このような状況が今後も続くとするれば、本市の基盤的技術産業の集積の崩壊につながる懸念がある。
- 地域経済発展の基盤となる集積の機能を維持していくためにも、創業を促進していくことはもとより、既存のモノづくり企業の従業員や機械設備、取引先、ノウハウや技術力などをきっちりと次世代につなげていくことが求められており、事業承継にかかる効果的な支援施策の早期の着手は東大阪市にとって喫緊の課題であると言える。

「モノづくり支援新戦略」における残課題

- 平成 27 年 2 月に東大阪市中小企業振興会議において、『モノづくり支援再興戦略』として、今後のモノづくり支援施策のあり方が取りまとめられ、その一つのフレームである「モノづくり人材の育成・確保、事業承継の促進」の中で「円滑な事業承継及び技術継承に向けた取り組み」が掲げられたものの、その内容は「・・・事業承継や技術継承について、今後、更なる深掘調査などを行い、それらを踏まえた適切な施策展開を進める」とし、課題として残されている状況であった。

市内モノづくり企業の現状把握

アンケート調査により現状を把握

名称：「東大阪市内製造業の事業承継の実態に関する調査」
 調査期間：平成 27 年 9 月 14 日～10 月 2 日
 調査対象：東大阪市内モノづくり事業所 3,068 社
 <回収数> 589 社 (回収率 19.2%)

アンケートの主な結果

- 「事業継続の意思無し」と回答した事業所 (118) をみると
 - ・その全てが従業員規模 19 人以下 (無回答除く)
 - ・特に 4 人以下の事業所が 109 とほとんどを占める
 - ・経営者の年齢は 65 歳以上が 77 事業所ある
 - ・現在の経営状況では、不調とする事業所が 78 (66.1%) あるものの、順調とする事業所も 14 (11.9%) ある。
- 「M&Aによる売却を検討している」と答えた事業所が 10 事業所ある

- 事業承継の問題は、まさに小規模企業の最大の課題の一つ
- 経営者のバトンタッチに向けた選択肢などからも、事業承継または廃業いずれの場合においても、「事前準備 (計画的取組)」が重要

取組むべき事業承継関連施策

円滑な事業承継の促進に向けて、次のような支援策を講じるべきである。

相談窓口の強化

(公財) 東大阪市産業創造勤労者支援機構のワンストップ機能を強化、様々な支援機関の事業承継機能を収集・分析し、小規模事業者等の実情にあった適切な案内を行う。

事業承継セミナー開催

現経営者向けのセミナーに加え、後継者 (次代の経営者) 向けのシリーズ型セミナー (年度毎にメンバーを入れ替えるような塾形式) を開催する。

フォローアップ調査と事例レポートの作成

今回の調査にかかるフォローアップ調査を実施するとともに、既に廃業している前経営者へヒアリングにより、廃業の際の従業員の再雇用先確保支援や機械設備・取引先の引き継ぎ先などの事例を収集し、今後の支援策に向けた資料としていく。

モノづくり企業の技術の継承という側面からは、次のような施策に取り組むべきであると考える。

高度な加工技術を有する企業を発掘し、積極的に情報発信

市内モノづくり企業の高度な加工技術について調査を行い、技術交流プラザなどで企業情報として発信していく。

若者、女性、高齢者等をはじめモノづくりを担う多様な人材確保

若者などにモノづくり企業の魅力・働き甲斐などを正確に伝えていく施策をより一層強化していくべきである。

人材という観点からは、本部門会議に留まることなく、業種、年齢等をこえた横断的な議論が必要である。

東大阪市商業振興ビジョンと今後の施策展開

東大阪市中小企業振興会議
地域商業の魅力と活力の再生検討部会

東大阪市商業振興ビジョンに沿った事業展開を振り返る

- 第2期商業振興ビジョンに沿った事業展開を振り返り、今後の施策展開を探る
 - ・ビジョンにうたわれる、商業振興推進にむけた体制づくり
 - ⇒サポートセンター（仮称）に代わるコーディネート事業の実施

コーディネート事業実施により見えた効果と課題

- 効果
 - ・やる気ある店舗、元気な商業者、魅力ある個店の発掘
 - ・商店街組織の枠を超えた、新たなグループの育成
- 課題 … 継続した組織となるために
 - ・組織のリーダーとしての人材育成
 - ・自主運営までのサポート体制 ⇒ コーディネーターによる支援
 - ⇒行政による支援

商業振興の新たな視点

- 「点」から「面」へ、そして市域全体へ
 - ・個々の店舗（点）をつないで新たな枠組み（面）を構築し、その活力が周辺地域へ波及。従来の商店街の商圈との相乗効果も生みながら、市域に広がる可能性。

東大阪市の農業が抱える課題

1 農業後継者・担い手の育成を図り、いかに都市農業を維持するか

本市農業においては、農家の高齢化が進み、技術力・生産意欲が高いものの、作りたくても年齢・体力的に限界に近づきつつある中で、都市農業においては農地を維持・継承していく上で、相続による農地の細分化、相続税納税のための物納、さらには、固定資産税などの税負担への対応は、都市農家が抱える課題となっている。農業後継者、担い手の継承・確保を図り、いかに都市農業を維持・守っていくか、各自治体の果たす役割が益々重要になってきている。

2. 都市農業を取り巻く新たな課題

○都市農業振興基本法の成立

人口減少社会や高齢化が進み、都市農地に対する開発、宅地化の圧力が弱まる一方で、農業・農地のもつ多様な機能・役割が都市農業振興基本法の成立に示されるように、都市農業の再生が期待される状況が生まれている。

政府は、基本理念を定め、都市農業の振興に関する施策を総合的にかつ計画的に推進する都市農業振興基本計画を今後、策定し、各自治体は地方計画を策定することになる。

「第 I 期農政部会の提言」の具体化に向けた検討

- ファームマイレージ運動、農業振興啓発事業の更なる拡充・発展と本市の農の魅力のアピール
- 防災農地制度の確立・推進
- 援農ボランティア、農家サポーターバンクシステムの構築

3つの検討課題の取組みについて

◎ファームマイレージ運動によるエコ農産物を更に推進

- ・ファームマイレージ運動を知らない層への周知を図る
- ・市民・消費者自らが、農に参加する志向を持ち、農業への関心・理解をより深め・高める事業の展開を図る

◎防災農地制度

- ・花とみどりいっぱい運動と連携した本市独自のシステムを構築する

◎援農システムの構築に向けたアンケート集計

- ・一般向けと農家向けに分けて、アンケートを実施
- ・集計結果を検討し、本市に援農システムを構築できるようにする